

平成 25 年度
石狩市地域包括支援センター運営方針
(案)

石 狩 市
(平成 25 年 4 月)

目 次

1. 目的
2. 基本的理念
 - (1) 公益性・公平性・中立性
 - (2) 地域性
 - (3) 協働性
3. 利用対象者
4. 日常生活圏域および担当地区
5. 職員の配置
6. 業務の実施時間外および業務を実施しない日の体制
7. 業務内容
 - (1) 包括的支援事業
 - ①介護予防ケアマネジメント事業
 - ②総合相談支援事業
 - i 総合相談業務
 - ii 困難事例への対応
 - ③権利擁護事業
 - i 成年後見制度等の活用
 - ii 高齢者虐待への対応
 - iii 消費者被害の防止
 - ④包括的・継続的ケアマネジメント
 - i 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築
 - ii 介護支援専門員に対する支援・指導
 - (2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
 - ①地域ケア会議
 - ②インフォーマルサービスの活用・連携
 - (3) 指定介護予防支援事業
8. 地域包括支援センター連絡会
9. 個人情報の保護

平成 25 年度石狩市地域包括支援センター運営方針（案）

1. 目的

石狩市の地域包括支援センターは、地域の高齢者の心身の健康の維持および生活の安定のために必要な支援を行うことにより、保健・福祉・医療の向上を包括的に支援することを目的とします。

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援に関するサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケア」の中心的役割を担う拠点となることを目指します。

2. 基本的理念

(1) 公益性・公平性・中立性

地域包括支援センターは、石狩市の介護・福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。地域包括支援センターの運営に当たっては、石狩市地域包括支援センター運営協議会の議を経ることとし、その円滑かつ適正な運営を図ります。

(2) 地域性

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当地区の地域特性や実情をふまえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

さまざまな地域ネットワーク会議や地域で行われている活動の場を通じて、地域住民や関係団体等の意見を広くくみ上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し解決に向けて積極的に取り組みます。

(3) 協働性

地域包括支援センターの主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等の専門職種が相互に情報を共有し、理念・方針を理解したうえで、連携・協働の事務体制を構築し業務全体をチームで支えます。

地域の保健・福祉・医療の専門職種やボランティア、社会資源、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。

3. 利用対象者

おおむね 65 歳以上の高齢者ならびにこれらの者の家族およびその他の介護者等とします。

4. 日常生活圏域および担当地区

別表①の通りとします。転居等で利用者の居住地が日常生活圏域を越えて変わった場合は、当該圏域担当の地域包括支援センターに引き継ぐものとします。

5. 職員の配置

地域包括支援センターにおいては、国が示す地域包括支援センターの設置運営に関する基準を順守する職員配置とします。

6. 業務の実施時間外および業務を実施しない日の体制

地域包括支援センターにおける緊急時の電話相談は、事業の実施時間外および事業を実施しない日においても受け付けるものとします。地域包括支援センターは、緊急時の電話対応に備え、あらかじめ関係各機関と協議し、連絡方法その他必要な事項について定めておくこととします。

7. 業務内容

(1) 包括的支援事業

①介護予防ケアマネジメント事業

二次予防事業の対象者について、要介護状態になることを予防するために、対象者の状態を考慮しながら介護予防事業等に参加の必要性の高い者を把握した場合、市の担当者に引き継ぐものとします。

②総合相談支援業務

i 総合相談業務

地域において安心できる拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、さまざまな相談内容について総合的かつ迅速に相談できる体制を作ります。介護保険サービス以外にもさまざまな社会資源を把握し、相談者の適切な支援につながるようにします。

窓口や電話での相談以外に、地域住民からの連絡、介護予防教室等の様子、独居または高齢者世帯の訪問等により、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての状況把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるようにします。

ii 困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、実態把握のうえ地域包括支援センターの各専門職が連携して対応策を検討し、必要に応じて地域ケア会議等のネットワーク会議につなぐものとします。

③権利擁護業務

i 成年後見制度等の活用

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭的管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度や高齢者の権利擁護に資する事業の活用を図ります。

ii 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図りながら適切に対応します。

(別表②)

また、判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の老人福祉施設への措置が必要な場合は、市との連携を図って支援します。

iii 消費者被害の防止

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介します。

④包括的・継続的ケアマネジメント

i 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を強化し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。また、地域の介護支援専門員が介護サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるように、地域の連携・協力体制を整備します。

ii 介護支援専門員に対する支援・指導

- ・日常的個別指導・相談：介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。
- ・事例検討会・研修会の実施：介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施します。
- ・支援困難事例への指導・助言：地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方法を検討し、指導助言等を行います。
- ・地域における介護支援専門員のネットワークの活用：地域の介護支援専門員等が日常的に円滑な業務が実施されるように、介護支援専門員のネットワークを活用します。

(2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

①地域ケア会議

地域包括支援センターまたは市は、医療・福祉・保健・介護の連携に基づく地域包括ケアの構築のために、地域ケア会議を主催し、設置・運営していきます。地域ケア会議の実施にあたっては、地域の特性に応じてネットワークを構築して

いくことが求められるため、市と十分に協議し役割分担を行うものとします。(別表③)

②インフォーマルサービスの活用・連携

包括的支援事業を効果的に実施するため、介護サービスに限らない地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどのさまざまな社会資源や関係者との連携を図ります。

(3) 指定介護予防支援事業

介護予防サービス等を適切に利用できるように介護予防計画サービスを作成します。指定居宅介護支援事業所へ業務の一部を委託する場合は、介護予防支援計画作成等に必要な助言、支援を行います。

8. 地域包括支援センター連絡会

地域包括支援センターは、その活動について毎月1回市が開催する地域包括支援センター連絡会において書面もしくは口頭で報告するものとします。(別表④-1~4)

地域包括支援センター連絡会では、圏域を担当する各地域包括支援センターがそれぞれの地域課題や事業内容および圏域の地域包括ケアを推進するための目標を共有し、協働で地域包括ケアを推進するものとします。

9. 個人情報の保護

地域包括支援センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れたりすることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を遵守し、個人情報の保護に留意します。